

新規入会事業所向け

一般社団法人工業製品製造技能 人材機構への入会手続について

2025年6月25日

申請から入会完了まで2~3か月程度

※不備がある場合は、さらに時間がかかることがあります。



様式等を入手し、作成する。
貴事業所が製造する製造品の情報をテンプレートに記載する。

- 申請する製造品によって、複数書類が必要な場合があるため、マニュアルやWebページを確認する申請する産業分類によって、必要書類が異なります。
- 書き方見本などをよく御確認ください。

詳細はP3~9へ



JAIMのWebページで手続をする。
特に年会費に係る中小割・団体割の適用有無を確認する。

- 準備ができたら、JAIMのWebページで手続を行ってください。
- 口座振替書類の送付先等を決定してください。

詳細はP10~16へ



JAIMの年会費支払をする。
初年度分は銀行振込。
次年度以降に向けて口座振替手続も行う。

- JAIMから請求書がメールで到着します。請求書に従って、年会費の支払を行ってください。
- 別途郵送される口座振替書類の手續も行ってください(次年度以降の年会費分)。

詳細はP17~18へ



手続完了。
JAIM賛助会員名簿に掲載される。

- JAIMの賛助会員名簿に掲載されます。

詳細はP19へ

目 次

1. 具体的な手続	
【STEP 01】 申請書類の準備	…P3
【STEP 02】 JAIM入会申請	…P10
【STEP 03】 年会費の支払	…P17
【STEP 04】 完了	…P19
2. よくある御質問	…P20
3. お問合せ先	…P23
4. (参考)賛助会員の年会費について(2025年度・2026年度以降)	…P24

1. 具体的な手続

【STEP 01】 申請書類の準備(1_入手・作成)

- JAIMの新規入会手続に必要な書類(様式・テンプレート・書き方見本)を入手するために、
①「賛助会員入会」から、②「様式・テンプレート・書き方見本」をクリックしてください。



実施事項

備考

1

- ① 「賛助会員入会」をクリック



(Webページの画面イメージ)

- ② 「様式・テンプレート・書き方見本」をクリック

【STEP 01】申請書類の準備(1_入手・作成)



- ・ 様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードし、証明書類を作成してください。

実施事項		備考
1 (づづき)	<p>様式2・様式3・様式4・様式5を ダウンロードしてください</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p> <p>様式</p> <p>様式 1_情報移行に係る同意書 35.4KB</p> <p>様式 2_行動規範に係る誓約書 31.0KB</p> <p>様式 3_反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書 32.2KB</p> <p>様式 4_生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書 31.3KB</p> <p>様式 5_従業員登録証明書 40KB</p> <p>※ 様式1情報移行に係る同意書は、2025年6月〇日時点での協議議論会合済の方、申請中の方が提出する書類です。 メールで事務局あてにお送りください。</p> <p>※ 様式2～様式5は、すべての方が提出必須です。ダウンロードした様式に記入の上、システムにアップロードしてご提出ください。</p>	

①特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現にむけた工業製品製造業
共通行動規範に係る誓約書

様式2 行動規範に係る誓約書

②反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書

様式3 反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書

③生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書

様式4 生産性向上や国内人材確保のための取組に係る誓約書

(様式5については、P8へ)

【STEP 01】申請書類の準備(1_入手・作成)



- ①証明書類作成テンプレート・書き方見本をダウンロードしてください。
- ②書き方見本に沿って証明書類を作成してください(産業分類によって上乗せ要件があります)。

実施事項		備考
1 つづき	<p>①証明書類作成テンプレートをダウンロードしてください (Webページの画面イメージ)</p>  <p>②産業分類を証明する資料を準備してください</p> 	

【STEP 01】申請書類の準備(2_年会費割引)



- 次は、年会費額の確定に係る準備です。
- 年会費には、以下の2種類の割引制度があり、両方の利用が可能です。
①中小企業割引、
②正会員団体に所属する場合の割引
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。
- 適用を申告された場合に書類を確認いたします。
(申告がなく書類の提出もない場合は、事務局から確認のご連絡はいたしません。割引適用しない、を選択したものと判断いたします。)

	実施事項	備考
2	<p>年会費の割引(中小企業割引・正会員団体に所属する場合の割引)を希望する場合は、それぞれの証跡を準備し、PDFにしてください。</p> <p>割引を希望しない場合は不要です。</p> <p>①中小企業割引を希望する場合 →P7・8参照 ②正会員団体に所属する場合の割引を希望する場合 →P9参照</p> <p>※2025年度の年会費(年額)は、右表のとおりです。 (2025年度の年会費の半額と、 会費請求通知日が属する月の月割額のうち より安価な額を納付いただきます。 2026年度以降の年会費の詳細は、 賛助会員会費規程を御覧下さい。)</p>	

2025年度の額	正会員団体に所属する場合	正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円 又は 60,000円の月割額の安い方	31,500円 又は 63,000円の月割額の安い方
大企業	40,000円 又は 80,000円の月割額の安い方	41,500円 又は 83,000円の月割額の安い方

【STEP 01】申請書類の準備(2_年会費割引)



- 「①中小企業割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
2 (つづき)	<p>①中小企業割引(中小割) 中小企業の割引適用を希望する場合は、中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」(製造業)(リンク)に照らし、資本金を証明する資料(証明方法1)、従業員数を証明する資料(証明方法2)の、<u>いずれか</u>を選択し、資料を準備してください。</p> <p>証明方法1: 資本金を証明する場合 →P8(上)へ</p> <p>証明方法2: 人数を証明する場合 →P8(下)へ</p>	

【STEP 01】申請書類の準備(2_年会費割引)



	実施事項	備考						
2 (つづき)	<p>【①中小企業割引(中小割) 証明方法1】 …資本金を証明する 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であることを証明するために 以下の書類の<u>いずれか1つ</u>を提出してください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>提出書類名(いずれか1つ)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）</td><td>発行日より3か月以内のもの</td></tr><tr><td>決算書</td><td>直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの</td></tr></tbody></table>	提出書類名(いずれか1つ)	備考	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	発行日より3か月以内のもの	決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの	
提出書類名(いずれか1つ)	備考							
履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	発行日より3か月以内のもの							
決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの							
	<p>【②中小企業割引(中小割) 証明方法2】 …人数を証明する 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であることを証明する ために、<u>様式5</u>と、<u>下の書類(1つ)</u>を準備してください。 (上記のPDFは1つのファイルにまとめてください)</p>							
	<p>様式5 従業員数証明書</p>	<p>+</p>						
		<table border="1"><thead><tr><th>提出書類名(いずれか1つ)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写)</td><td>直近で省庁提出済の写し</td></tr><tr><td>給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)</td><td></td></tr></tbody></table>	提出書類名(いずれか1つ)	備考	労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写)	直近で省庁提出済の写し	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)	
提出書類名(いずれか1つ)	備考							
労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写)	直近で省庁提出済の写し							
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)								
	<p>※個人事業主の証明方法は、②のみとなります。</p>							

【STEP 01】申請書類の準備(2_年会費割引)



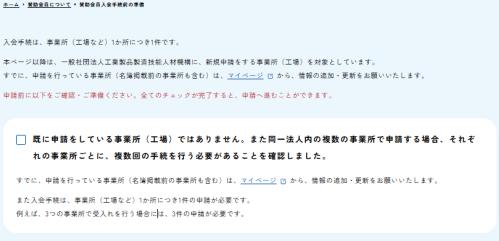
- 「②正会員団体に所属する場合の割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
2 (つづき)	<p>②正会員団体に所属する場合の割引(団体割)</p> <p>JAIMの正会員の製造業団体に加入している法人・事業所で、年会費割引を希望する場合は、Web上で加入している団体名を選択してください。</p> <p>団体名を選択すると、加入している団体によっては、証明書をPDFで提出していただきます。PDFの提出が不要な団体もあります。</p> <p>＜団体割適用確認方法＞</p> <p>御所属先の団体が団体割対象かどうかは、下記リンクから御確認いただけます。こちらのリストに掲載されている団体に所属している事業者は、団体割を御利用いただくことができます。</p> <p>証明書の要否についても併せてこちらからご確認ください。</p> <p>正会員団体に所属する場合の割引（団体割）が適用となる団体一覧</p>	<p>様式・テンプレート・書き方見本 賛助会員入会 一般社団法人工業製品製造技能人材機構 (JAIM)</p> <p>関係情報・参考資料</p> <p>正会員団体の団体割適用確認方法一覧</p> <p>正会員団体に所属する場合の割引（団体割）が適用となる団体一覧 260KB</p>

【STEP 02】 JAIM入会申請(1_入会手続前の準備)



- 様式2・3・4、年会費割引の資料の準備が終わったら、Webページ([こちら](#))で手続してください。

実施事項		備考
1 はじめに入会手続前の準備ページの内容をよく読み確認してください。	<p>賛助会員入会手続前の準備</p>  <p>(Webページの画面イメージ)</p> <p>① 入会手続にあたっての確認事項を読み、チェックをしてください。</p>	

【STEP 02】 JAIM入会申請(2_事業所情報)



- 貴事業所の基本情報を入力します。

実施事項

備考

- 2 次に貴事業所の基本情報を入力してください。

【法人情報】

【担当者連絡先】

【受入れ事業所情報】

(Webページの画面イメージ)

②貴事業所の基本情報を入力してください

【STEP 02】 JAIM入会申請(3_特定産業分野情報)



- 事業所で特定技能外国人が従事する産業について証明書をアップロードしてください。

	実施事項	備考
3	<p>事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類を選択し、入会申込証明書類をアップロードしてください。 (Webページの画面イメージ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類（複数選択可）</p><p>事業所で特定技能外国人が従事する産業</p><ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 11 - 電機工業<input type="checkbox"/> 141 - バルブ製造業<input type="checkbox"/> 1421 - 洋服製造業<input type="checkbox"/> 1422 - 板金製造業<input type="checkbox"/> 1423 - 機械・きな臭製造業<input type="checkbox"/> 1431 - 塗工機器製造業（印刷用機を除く）<input type="checkbox"/> 1432 - エボル製造業<input type="checkbox"/> 144 - 織物・絲製造業<input type="checkbox"/> 145 - 繊維器具製造業<input type="checkbox"/> 149 - その他のバルブ・瓶・瓶加工品製造業<input type="checkbox"/> 15 - 印刷・新聞雑誌<input type="checkbox"/> 18 - プラスチック製品製造業<input type="checkbox"/> 2123 - コンクリート製品製造業<input type="checkbox"/> 2124 - 食卓・まちうら器用機器製造業<input type="checkbox"/> 2143 - 防磁器製造業<input type="checkbox"/> 2194 - 誤型製造業（中子を含む）<input type="checkbox"/> 2211 - 高炉による製鉄業<input type="checkbox"/> 2212 - 高炉による精錬業<input type="checkbox"/> 2221 - 製鋼・製鋼器具業<input type="checkbox"/> 2231 - 熱間圧延業（鋼管・伸銅を除く）<input type="checkbox"/> 2232 - 冷間圧延業（鋼管・伸銅を除く）<input type="checkbox"/> 2234 - 鋼管製造業<input type="checkbox"/> 225 - 鉄道形材製造業<input type="checkbox"/> 2291 - 鋼鋼シーケンサット業<input type="checkbox"/> 2299 - 他に分類されない製鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る）<p>※ 特定技能外国人が就労する（予定の）日本標準産業分類の番号をすべて選択してください。</p><p>入会申込み証明書類（テンプレート） 必須</p><p>ファイル 1 : ファイルを選択 <input type="file"/></p><p>ファイル 2 : ファイルを選択 <input type="file"/></p><p>ファイル 3 : ファイルを選択 <input type="file"/></p><p>※ 証明書類は、「テンプレート」を必ず用いて作成・提出してください。 なお、証明書類が複数ある場合には、1つのPDFファイル（8MB以内）にまとめてください。</p><p>※ 複数のアップロード枠（ファイル1～3）がありますが、ファイル2,3は再申請の際に利用するものです。初回の申請では、全て一つのファイルにまとめてファイル1にのみアップロードしてください。</p><p>※ 再申請の際は、不要なファイルは削除してください。</p><p>※ 証明書類の内容および作成方法については、業種別の「書き方見本ファイル」を参照してください。</p></div>	

【STEP 02】 JAIM入会申請(4_登録支援機関情報)



- 登録支援機関の活用予定等について入力してください。

実施事項		備考
4 登録支援機関の活用予定等について選択、入力してください。 (Webページの画面イメージ)		

【STEP 02】 JAIM入会申請(5_様式2・3・4の登録)



- ・ 様式2・3・4、年会費割引の資料のアップロード、規程等の確認✓をしてください。

	実施事項	備考
5	<p>「様式2・3・4」のアップロードと、「規程類」の確認✓をしてください。</p> <p>各種誓約</p> <p>特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた 工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>規約会員入会手続にあたり、特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範を遵守することを誓約し、ここに誓約書を提出します。 様式2_ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書 <input type="checkbox"/></p> <p>ファイルを選択 <input type="button"/></p> <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>規約会員入会手続にあたり、反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約内容を確認し、ここに誓約書を提出します。 様式3_ 反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書 <input type="checkbox"/></p> <p>ファイルを選択 <input type="button"/></p> <p>生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>規約会員入会手続にあたり、生産性向上及び国内人材確保のための取組を実施することを誓約し、ここに誓約書を提出します。 様式4_ 生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書 <input type="checkbox"/></p> <p>ファイルを選択 <input type="button"/></p> <p>規程類の確認</p> <p>賛助会員入会規程 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>規約会員入会規程 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 賛助会員入会手続にあたり、賛助会員入会規程を確認しました</p> <p>賛助会員会員規程 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>規約会員会員規程 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 賛助会員入会手続にあたり、賛助会員会員規程を確認しました</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p>	<p>① 「ファイルを選択」から、それぞれの様式をアップロードする</p> <p>② 規程を確認し、□に✓をいれる</p>

【STEP 02】 JAIM入会申請(6_年会費関連)



- 年会費の金額確定のため、割引の選択・資料アップロードを行ってください。

実施事項		備考
6 年会費の確定のため、「中小企業割引」の選択・「正会員団体に所属する場合の割引適用」の選択をし、希望する場合はそれぞれ資料をアップロードしてください。 (Webページの画面イメージ)  <ul style="list-style-type: none">①中小企業割引の希望有無を選択する②中小企業割引を希望する場合、「ファイルを選択」から資本金確認書類または従業員数証明書類をアップロードする③正会員団体割引の希望有無を選択する④正会員団体割引を希望する場合、貴事業所が加入している団体名を検索・選択する⑤（加入している団体名の下に「ファイルを選択」ボタンが現れた場合のみ）団体から指定されている証跡をアップロードする <ul style="list-style-type: none">正会員団体割引選択後に「※選択した団体では証明書の提出は必要ありません。「次へ」を押して進んでください。」と表示された場合、証跡のアップロードは不要です。2つとも「希望しない」を選択した場合は、「ファイルを選択」ボタンは出現せず、次に進めます。		

【STEP 02】 JAIM入会申請(7_送付先情報)



- 年会費支払手続のための登録を行ってください。
- 口座振替書類の郵送先や、請求書のメール送付先等を入力してください。
- 支払方法は、入会初年度は銀行振込、次年度以降は口座振替となります。

	実施事項	備考
6	<p>口座振替書類を事務局より郵送しますので、送付先情報を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none">担当者氏名部署名住所メールアドレス電話番号 <p>(Webページの画面イメージ)</p>	
	<p>年会費の請求書送付先の情報も入力してください。 (請求書はメールにてPDFでの送付となります。郵送は行いません。)</p> <p>※キャリアメール(@docomo.ne.jp、@ezweb.ne.jp、@softbank.ne.jp等)は、JAIMからの請求書が届かない場合があります。PCメールやGmail等の御登録をお願いいたします。</p>	

【STEP 03】年会費の支払(1_初年度分)



- 請求書を受け取ったら、指定の期日までに年会費の支払手続を行ってください。
(期日までに年会費の支払がない場合は、入会手続は取り消すものとなります)
- 年会費の支払は、初年度分は銀行振込となります。振込手数料は、賛助会員の御負担となります。
(会費請求通知日が属する月が1~3月の場合は、入会初年度分の月割の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算してのお支払が必要です)

実施事項		備考
1 前頁にて登録した請求書送付先に、メールにて入会初年度分の請求書(PDF)を送付いたします。 指定の期日までに、指定口座に銀行振込を行ってください。	<p>※ドメイン:@mfkessai.co.jp のメールアドレスより、請求書を送付いたします。 また、添付ファイル付きメールやHTMLメールの受信を拒否している場合は、設定を解除いただくようお願いいたします。</p> <p>※紙の請求書の郵送は行いません。</p>	<p>(請求書イメージ)</p>

【STEP 03】年会費の支払(2_翌年度(口座振替))



- 口座振替の手続書類が、後日郵送されますので、必ず受け取って記入・押印・返送をお願いします。

	実施事項	備考
2	<p>登録した口座振替書類送付先に、会費徴収を委託している事業者より、口座振替依頼書一式が郵送されます。</p> <p>(委託先: マネーフォワードケッサイ株式会社)</p> <p>1か月以内に同封の返信用封筒にて返送してください。 返送後、金融機関との口座振替の手続には通常1~2か月程度かかります。 ※次年度分の年会費から口座振替を行います。初年度分の引落しはされません。</p> <div data-bbox="952 547 1664 1094"><p>イメージ</p><p>送付用封筒</p><p>同封の返信用封筒</p><p>東京新宿区西早稲田1-12 mb Tower 5階アズレージュルーム5-21F マネーフォワードケッサイ株式会社 行</p></div>	

【STEP 04】完了



- 手続は完了です。
- お振込後、順次JAIM HP上で賛助会員名簿に掲載されます(年会費の支払をもって名簿に掲載されます)。

注意事項

- 賛助会員が本法人の会員でなくなった場合等理由の如何を問わず、一度納付した賛助会費の払戻は行いません。

(参考)2026年度の更新手続について

- 2026年度の賛助会員の資格更新手続については、2026年1月頃に実施予定です。(年会費は2月27日に口座振替にてお支払いただきます)
- 更新手続に関して、詳細は以下のURLからご確認ください。

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry-member/annual_renewal_manual.pdf

2. よくある御質問(1)

Q1 特定技能外国人を雇う事業所は、必ずJAIMへの入会が必要なのですか？

A1 そのとおりです。

Q2 JAIMへの入会は、事業所(工場)単位ですか？法人単位ですか？

A2 事業所(工場)単位です。ただし、会費額の決定に係る部分のみ法人単位の規模を確認します。

Q3 協議会構成員でしたが、特定技能外国人の雇用が無かったためJAIMに情報移行手続のみ行っていました。改めてJAIMに入会を希望する場合には、どのような手續が必要ですか？

A3 以下のメールアドレスまで御連絡ください。詳細を御案内いたします。
seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

Q4 入管庁への在留諸申請時には、なにを提出すればよいのですか？

A4 JAIMの賛助会員名簿を御提出ください。

2. よくある御質問(2)

Q5 入会初年度の年会費がいくらになるか教えてください。

A5 入会月(JAIMIにて貢事業所の入会審査が終了し、会員請求通知日が属する月)によって異なります。具体的な金額は、賛助会員会費規程(P.25又は入会申請フォーム内)を御確認ください。

Q6 入会後に、外国人材の雇用が無くなった場合に休会することはできますか？

休会制度は設けておりません。

一度入会し、会費をお支払いただきましたら、その後1年毎の会費支払や生産性向上及び国内人材確保のための取組等、賛助会員として定められた条件を満たしていただくことで御継続いただけます。特定技能外国人の雇用予定が無い場合は退会も可能ですが、特定技能外国人を雇用する際には必ずJAIMへの入会が必要となります。ただし入会審査には2~3ヶ月を要する見込みですので、受入れ開始まで許容できるリードタイムが発生する旨、御承知おきください。

Q7 | 近々で特定技能外国人を雇用する予定はないのですが、特定技能制度の最新情報は知りたいです。

制度等の最新情報をメール等で御案内する無料サービスを設ける予定です。

2025年9月更新: メルマガサービスの登録を開始いたしました。登録は任意で、会費等はかかりません。登録を御希望の方は、以下のURLよりお願ひいたします。

<https://www.jaim-skill.org.ip/subscribe/>

2. よくある御質問(3)

Q8 中小企業割引を希望します。証明方法が2パターンありますが、どちらの証明方法が簡単ですか？

A8 各事業所の御事情等によって異なると考えられます。当資料とともに、自社の総務・人事部門の方に相談いただくことをお勧めいたします。

Q9 正会員団体割引を希望します。適用となる業界団体名はどこを確認すればわかりますか？

A9 正会員団体割引の申請画面で、業界団体名を検索することができます。また、JAIM HPから確認することも可能です。御不明な場合は、一度、相談窓口にお問い合わせください。

Q10 年会費の支払は、入会2年目以降も口座振替ではなく銀行振込としたいのですが、可能ですか？

A10 賛助会員会費規程により、口座振替とさせていただいています。御理解・御協力をお願いいたします。

3. お問合せ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構 相談窓口

電話番号 03-6838-0077

対応日時 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

メールアドレス seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

※メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】JAIMに関する問合せ

- ①企業名
- ②住所
- ③電話番号
- ④氏名（ふりがな）
- ⑤問合せ内容

4. (参考)賛助会員の年会費(2025年度)

令和7年度における賛助会員会費の金額について

一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）の賛助会員が負担する令和7年度の年会費は、以下に該当する者については、賛助会員会費規程（2025年5月27日理事会決議）別表によらず、本理事会決議別表のとおりとする。

- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員である者
- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員でなく、かつ、本年9月末までに本法人の賛助会員としての加入が認められた者

別 表

年会費（年額）

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円	31,500円
大企業	40,000円	41,500円

4.(参考)賛助会員の年会費(2026年度以降)

年会費(年額)

	① 正会員団体に所属する場合 ※1	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000円	63,000円
大企業	80,000円	83,000円

※1：賛助会員から申請があった場合、正会員団体に対して当該賛助会員の社名および所在地を提供し、所属の確認を行うことがある。

入会初年度について

①賛助会員が、正会員団体に所属する場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	60,000円	80,000円
5月	55,000円	73,340円
6月	50,000円	66,670円
7月	45,000円	60,000円
8月	40,000円	53,340円
9月	35,000円	46,670円
10月	30,000円	40,000円
11月	25,000円	33,340円
12月	20,000円	26,670円
1月※2	15,000円	20,000円
2月※2	10,000円	13,340円
3月※2	5,000円	6,670円

②正会員団体に未所属の場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	63,000円	83,000円
5月	57,750円	76,090円
6月	52,500円	69,170円
7月	47,250円	62,250円
8月	42,000円	55,340円
9月	36,750円	48,420円
10月	31,500円	41,500円
11月	26,250円	34,590円
12月	21,000円	27,670円
1月※2	15,750円	20,750円
2月※2	10,500円	13,840円
3月※2	5,250円	6,920円

※2：1月～3月に入会する者は、上記の入会初年度分の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算して支払うものとする。